

財 関 第 7 1 9 号  
平成 19 年 5 月 31 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 20 号)の一部の施行等に伴い、及び関係法令の規定を実施するため、関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)等の一部を下記のとおり改正し、平成 19 年 6 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 通関業法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号)の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 税関様式関係通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号)の一部を次のように改正する。

( 税関様式の一部改正 )

税関様式 C 第 3191 号を別紙 3 のように改め、税関様式 C 第 3190 号の次に別紙 4 及び 5 のように加える。

第 4 砂糖の価格調整に関する法律の施行に伴う税関の取扱いについて(昭和 40 年 10 月 1 日蔵関第 1095 号)の一部を次のように改正する。

別紙 6 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。